

非常変災時における措置について(要保存)

1 気象

(1) 措置 (特別警報ならびに暴風警報発令時)

<臨時休業>

※午前7時時点において、大津市南部を含む地域に大雨、暴風、大雪等に関する特別警報または県内に暴風警報が発令中の場合は、臨時休業とします。午前7時までに、暴風警報等が解除されている場合は、気をつけて登校させてください。(テレビ、ラジオ等でご確認ください。)

<終業時刻の繰り上げ>

※児童の登校後、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」が発令された場合は、状況に応じ適切な指導のうえ帰宅させますので、ご家庭で対応をお願いします。

給食を食べずに帰宅する場合がありますので、ご了解くださるようお願いします。

<始業時刻の繰り下げ>

※特別警報等が午前7時までに解除された場合でも、状況によっては、始業時刻の繰り下げや臨時休業等の措置をとることがあります。

(2) 連絡方法：「終業時刻の繰り上げ、または始業時刻の繰り下げ」とする場合、メール配信システムにて連絡します。

(3) その他警報の扱い(大雨、洪水、大雪等の気象警報)

その他の警報(大雨、洪水、大雪等の警報)については、基本的には臨時休業とはしませんので、安全を十分確認の上で平常通り登校させてください。状況によっては、定時の下校を見合わせ学校待機させたり、終業時刻を繰り上げたりする場合があります。いずれもメールで連絡します。

2 地震、武力攻撃事態等

(1) 大地震

前日の下校完了時刻から当日の午前7時までの間(前日が休日の場合は該当時刻)に発生した地震により、大津市内に震度5弱以上を観測した場合は、臨時休業とします。ただし、状況を判断し、休業しないこともあります。連絡はメール配信システムを使います。

(2) 武力攻撃

前日の下校完了時刻から当日の午前7時までの間(前日が休日の場合は該当時刻)に大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報が市民に伝達された場合は、臨時休業とします。状況を判断し、休業しないこともあります。連絡はメール配信システムを使います。

3 熱中症

・「暑さ指数」が31度以上の場合は、空調設備のある場所で活動します。野外での活動は中止します。
・空調施設がない場所での活動で、「暑さ指数」が28度以上31度未満の場合は、水分補給や健康観察に留意して活動をします。激しい運動は行いません。

4 その他

臨時休業明けの登校は、特別の連絡をしない限り、時間割通りの学習準備をお願いいたします